収入印紙貼作	t

業務委託契約書(案)

1	委	託	業務	名	令和7年度都市公園維持管理業務委託その2											
2	履	行	場	所	南河内郡太子町全域											
3	履	行	期	間				和 和		年 月 8年 3月		日から 6日まで				
4	委	託	金	額	千	百	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円
	うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額															
5	契	約	保 証	金												

令和 年 月 日

発 注 者

住 所 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地

名 称 太子町

代表者 太子町長 田中 祐二 ⑩

受 注 者

住 所 商号又は名称 代 表 者

EI

上記委託業務について、次の条項によって委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれ を履行するものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は、頭書の業務委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、別冊の設計書及び仕様書(図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。以下これらの設計書及び仕様書を「設計図書」という。)に従い、これを履行しなければならない。
- 2 設計図書に明示されていないもの、又は示されていても疑問があるときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 3 この契約に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第 51条)に定めるものとする。
- 7 この契約及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定める ところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
- 10 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

(業務実施計画表)

第2条 受注者は、この契約締結後遅滞なく、設計図書に基づき業務実施計画表を作成し、発注者に提出のうえ、その承認を受けるものとする。

(契約の保証)

- 第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第3号の場合においては、 履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害を補てんする履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第5項において「保証の額」という。)は、委託金額の100分の10以上 としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第3号に掲げる保証を付したときは、当該保障は第25条第3項に規定する契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第3号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 委託金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託金額額の100分の10に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
 - (1) 受注者が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 受注者から委託を受けた保険会社と履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 受注者が、過去2年間に町、国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
 - (4) 受注者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、受注者が売払代金を即納するとき。
 - (6) 委託金額が50万円未満であり、かつ、受注者が契約を確実に履行するものと認められるとき。
 - (7) 国(公団及び公庫を含む。)又は他の地方公共団体等と契約するとき。

(権利義務の譲渡及び著作権の帰属)

- 第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 発注者は、この契約の成果品を自由に使用し、又はこれを使用するにあたり、その内容を変更することができる。
- 3 この契約の目的物(業務の履行の課程において得られた記録等も含む。)について、その著作権は、すべて発注者に帰属する。
- 4 発注者は、受注者が前払金の使用又は部分払等によってもなおこの契約の目的物に係る業務の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
- 5 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止等)

- 第5条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3 前項の規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合において、受注者は、指名停止措置 及び入札等排除措置を受けている者並びに第19条第1項第11号に該当する者を受任者又は下請負人としてはなら ない。
- 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 受注者は、第2項の規定により、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせたときは、その第三者が太子町暴力団排除条例(平成25年太子町条例第20号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を徴収し、発注者に提出しなければならない。ただし、その第三者との契約において、委託金額が500万円未満の場合は、この限りでない。
- 6 前項ただし書きの場合であっても、町長が必要であると判断した場合は、受注者に対し前項に規定する誓約書の提出を求める事ができるものとする。
- 7 受注者が入札等排除措置を受けた者又は第 1 9 条 第 1 項 第 1 1 号 に該当する者を受任者又は下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該契約の解除を求めることができる。

8 前項の規定により契約の解除を行った場合の一切の責任は、受注者が負うものとする。

(監督員

第6条 この委託業務の履行について、発注者は、自己に代わって監督又は指示する監督員(以下「監督員」という。)を定めたときは、受注者に通知するものとする。

(主任技術者及び現場代理人)

- 第7条 受注者は、委託業務の履行について技術上の管理をつかさどる主任(担当)技術者及び外業を伴う業務にあってはこれを担当する現場代理人を定め、書面により発注者に通知しなければならない。主任(担当)技術者及び現場代理人を変更した時も同様とする。
- 2 現場代理人は、委託業務の現場に常駐し、発注者または監督員の指示に従い、委託業務の現場の運営及び取締りを行うほか、委託業務に 関する一切の事項(委託金額の変更、委託金の請求及び受領並びにこの契約の解除に係るものを除く。)を履行するものとする。
- 3 主任(担当)技術者及び現場代理人は、これを兼ねることができる。また、現場代理人を定めない委託業務にあっては、主任(担当)技 術者がその業務を兼ねるものとする。
- 4 発注者は、主任(担当)技術者、現場代理人等で委託業務の履行又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、受注者に対し、その理由を明示し必要な措置をとるべきことを求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第8条 発注者は、必要がある場合には業務委託の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額 又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。
- 2 前項の場合において、受注者が増額費用を必要とし又は損害を受けたときは、発注者はその増額費用を負担し、又はその損害を賠償しなければならない。この場合における負担額又は賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

(履行期間の延長)

- 第9条 受注者は、天災その他受注者の責めに帰することができない理由又はその他の正当な理由により履行期間内に委託業務を完了することができないときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面により履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は、発注者と受注者とが協議して書面により定めなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。この場合において、発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由によるときは、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害等)

- 第10条 委託業務の処理に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)により必要を生じた経費は、受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由により生じたときは、その経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。
- 2 委託業務の履行に当たり、第三者との間に紛争を生じた場合には、発注者と受注者とが協議してこれを解決するものとする。

(使用機械の検査等)

- 第11条 受注者は、委託業務に使用する機械のうち設計図書であらかじめ検査を受けて使用するよう指示されたものについては、使用前に 発注者又は監督員の検査又は試験を受けて、合格したものでなければ使用することができない。
- 2 発注者は、水中又は地下における委託業務、その他完了後外面から明視することができない委託業務を実施する場合、監督員の立会のうえ委託業務を履行しなければならない。
- 3 監督員は、受注者から前2項の規定による検査又は立会を求められたときは、直ちに応じなければならない。
- 4 第1項による検査又は試験のために必要な費用は、受注者の負担とする。

(支給品)

- 第12条 発注者から受注者へ支給する材料等(以下「支給品」という。)の品名、数量、品質、規格、引き渡し場所及び引き渡し時期は、 設計図書の定めるところによる。
- 2 発注者又は監督員は、支給品を受注者の立会のうえ検査して引き渡すものとし、受注者は引き渡しを受けたときは遅滞なく発注者に受領書を提出しなければならない。

(検査及び引渡し)

- 第13条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に完了届を提出し、その成果品について発注者の検査を受けなければならない。
- 2 発注者は、前項の完了届を受理したときは、その日から起算して10日以内に成果品について検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく該当成果品を発注者に引き渡すものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を委託業務の完了とみなして前各項の規定を適用する。

(委託金額の支払)

- 第14条 受注者は、前条第2項の規定による検査に合格したときは、発注者に対して書面により委託金額の支払を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(履行遅滞の場合における遅滞金等)

- 第15条 受注者の責めに帰すべき理由により、頭書の履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、受注者から延滞金を徴収して履行期間を延長することができる。
- 2 前項の延滞金の額は、委託金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき理由により、第14条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合には、受注者は、委託金額につき、遅延 日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

(契約不適合責任)

- 第16条 発注者は、引き渡された業務目的物が、種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追

完をすることができる。

- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに委託金額の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の任意解除権)

- 第17条 発注者は、業務が完了しない間は、次条又は第19条の規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。
- 2 第24条第1項及び第2項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。ただし、同条第2項の規定のうち利息に関する 部分は、これを準用しない。
- 3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者との間で協議して定める。

(発注者の催告による解除権)

- 第18条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 履行期間又は履行期間経過後相当の期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 正当な理由なく、第16条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

- 第19条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第4条第1項の規定に違反し、請負代金債権を譲渡したとき。
 - (2) 第4条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
 - (3) この契約の目的を完成させることができないことが明らかであるとき。
 - (4) 引き渡された業務目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を修正した上で再び履行しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
 - (5) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (6) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、 残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - (7) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
 - (9) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員(暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下の条において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。
 - (10) 第21条又は第22条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
 - (11) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 個人である入札参加資格業者及び法人である入札参加資格業者の役員等が、暴力団員であると認められるとき。 イ 入札参加資格業者及びその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 入札参加資格業者及びその役員等がいかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金 銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。
 - エ 入札参加資格業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するな どしていると認められるとき。
 - オ 入札参加資格業者及びその役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 入札参加資格業者及びその役員等が下請契約等、資材・原材料の購入契約その他の契約に当たり、その契約 相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、アからオまでのいずれかに該当する者であると知りながら、当該 契約を締結したと認められるとき。
 - キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は、資材・原材料の購入契約その他の契約の相 手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注 者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第20条 第18条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による 契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第21条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この 契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であ るときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

- 第22条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
 - (1) 第8条第1項の規定により、業務委託の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。
 - (2) 第8条第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

2 第24条第1項、第2項及び第17条第3項の規定は、前条及び前項の規定により契約が解除された場合に準用する。ただし、第38条 第2項の規定のうち利息に関する部分は、これを準用しない。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第23条 第21条又は前条1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による 契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

- 第24条 発注者は、この契約が業務完了前に解除された場合においては、業務の出来形部分の検査のうえ当該検査に合格した部分の引渡し を受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相当する委託金額を受注者に支払わなければならない。
- 2 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して 決める。

(発注者の損害賠償請求等)

- 第25条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
 - (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
 - (2) この業務目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第18条又は第19条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、委託金額の100分の10に相当する額を違約金として 発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 第18条又は第19条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。
- (2) 業務完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財 人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法 (平成11年法律第225号) の規定により選任された再 生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の 社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号の場合においては、発注者は、委託金額から引き渡し部分に相応する委託金額を控除した額につき、遅延日数に応じ年2.5 パーセントの割合で計算した額を請求するものとする。
- 6 第2項の場合(第19条第7号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

(受注者の損害賠償請求等)

- 第26条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
 - (1) 第21条又は第22条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - 2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第14条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

(契約不適合責任期間等)

- 第27条 発注者は、引き渡された業務目的物に関し、第13条による引き渡し(以下この条において単に「引き渡し」という。)を受けた 日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除(以下この条 において「請求等」という。)をすることができない。
- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。)の うちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による 請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等することができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、業務目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された業務目的物の契約不適合が貸与品等の性状又は発注者若しくは監督職員の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(賠償金等の徴収)

- 第28条 受注者がこの約款の各条項に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払 わない額に発注者の指定する期間を経過した日から委託金額支払の日まで年2.5パーセントの割合で計算した額と、発注者の支払うべき 委託金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴する場合には、発注者は、受注者からの遅延日数につき前項の率で計算した遅延金を徴収する。

(不正行為があった場合の賠償額の予定等)

- 第29条 受注者(共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。)が、この契約に関し、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、賠償金として委託金額(この契約締結後、委託金額の変更があった場合には、変更後の委託金額)の100分の20に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この場合において、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、この契約が履行された後についても同様とする。
 - (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
 - (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)において、この契約が当該期間に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) この契約に対し、受注者(法人にあってはその役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると町長が認めたとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、第1項の賠償金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が賠償金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求する ことを妨げない。

(特許権等の使用)

第30条 受注者は、委託業務の履行について、特許権その他第三者の権利の対象となっている処理方法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(業務状況の調査報告)

第31条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の履行状況につき調査し又は報告を求めることができる。

(秘密の保持)

- 第32条 受注者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受注者は、成果品(業務の履行の過程において得られた記録等を含む。)を他人に閲覧させ、複写させ、又はその写し等を譲渡してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報の保護)

第33条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなけれ ばならない。

(補則)

第34条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める ものとする。

(特則)

第35条 この契約中第11条、第12条は適用しないものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)

第36条 この約款において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法 その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織をしようする方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことが できる。ただし、該当方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(消費税法等の取扱い)

- 第37条 契約書本体頭書きの4「委託金額」に記載の「消費税及び地方消費税」(以下「消費税等」という。)とは、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づくものである。
- 2 税法の改正により消費税等の税率が変更された場合は、変更後の税率の適用日以降における消費税等の額は変更後の税率により計算し、速やかに変更契約を行うものとする。ただし、法令に定める経過措置に該当する場合又は消費税率変更前に課税資産の譲渡等が行われる場合は、消費税等の額は変更前の税率により計算された額とする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

- 第1条 受注者は この契約による業務を履行するにあたっては、個人情報(特定個人情報を含む。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、個人 の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。 (秘密の保持)
- 第2条
- 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正管理)
- 第3条
- (適正管理) 第3条 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失、き損等の事故(以下「漏えい等」という。)の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・受注者は、前項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。 ・受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。 ・受注者は、個人情報の管理責任者及び業務従事者(以下「責任者等」という。)を定め、書面により発注者に報告を行うものとする。 ・前項により報告した責任者等を変更する場合は、書面により速やかに報告を行うものとする。 ・管理責任者は、業務従事者が本特記事項に定める事項(以下「規定事項」という。)を適切に実施するよう監督しなければならない。 ・業務従事者は、管理責任者の指示に従い、規定事項を遵守しなければならない。 (責任者等への教育) 2

(責任者等への教育)

- 「4年」でいる。 54条 受注者は、責任者等に、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、規定事項において遵守すべき事項その他当該業務の 適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。 第4条 (収集の制限)
- 第5条 受注者は、この契約による業務を履行するために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法 かつ公正な手段により行わなければならない。
- (提供) 第6条 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者が保有する個人情報の提供を受ける必要がある場合は、その授受を明確にするために書面を取り交わすものとする。 (利用及び提供の制限)
- 第7条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、前条により授受された個人情いて、当該業務を処理する目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。 前条により授受された個人情報その他この契約による業務に関して知り得た個人情報につ
- (持ち出しの禁止) 第8条 受注者は、第6条により授受された個人情報について、この契約による業務を処理するために必要がある場合を除き、作業場所から持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

- 条 受注者は、発注者の承諾がある 複写し、又は複製してはならない。 (再委託の禁止等) 発注者の承諾がある場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から提供された個人情報が記録された資料等 を複写し、
- (円安託の原出等) 第10条 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。 2 受注者は、前項において承諾を受けた内容を変更する場合は、速やかに発注者に届出を行い、承諾を得るものとする。 3 前項ただし書きによる再委託を受けた第三者(以下「再受注者」という。)は、再委託を受けた業務の範囲内で、個人情報の保護に
- ついて発注者と同様の義務を負うものとする。 受注者は、再受注者の履行内容を管理監督するとともに、当該再受注者の行為につき、発注者に対して連帯して責任を負うものと する。
- 5

- 9 る。 この規定事項は、再委託先が再々委託を行う場合以降にも適用するものとする。 (事故発生時の対応) 1 1 条 受注者は、個人情報の漏えい等があった場合若しくはその兆候を把握した場合、又は規定事項に違反している事実若しくはその兆候 を把握した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様と 第11条
- さる。 する。 受注者は、前項の漏えい等があった場合は、発注者と協議のうえ、直ちに被害拡大の防止、原状復旧、再発防止のための必要な措置を講じ 2
- 2 受社者は、間頃の備えい等があった場合は、発注者と協議のりえ、直らに被害拡大の防止、原状復旧、再発防止のためのなるものとする。
 3 受注者は、原状復旧後速やかに、事故の状況、復旧措置、原因等について、書面により発注者に報告しなければならない。
 (個人情報の返還又は処分)
 第12条 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返するとともに、その旨を書面により発注者に報告するものとする。
 2 個人情報を廃棄又は消去する場合は、可能な限り復元不可能な手段を講じるものとする。 この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還又は廃棄・消去

- 第1

- 5.14条 発注者は、故意又は過失を問わず、受注者又は再受注者(以下、本条において「受注者等」という。)が規定事項に違反し、又は怠ったと認めるときは、この契約の解除をすることができるものとする。 、受注者等は、前項の違反その他受注者等の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければ 第14条
- 2 ならない
- 受注者等は、第1項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。